

認証の詳細

<家庭用テレビスタンド>

－ 目 次 －

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

- 表 1 : 製造設備基準
- 表 2 : 検査設備基準
- 表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）
- 表 4 : 型式確認申請手数料
- 表 5 : 型式確認試験の委託検査機関
- 表 6 : 型式確認試験の有効期限
- 表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法
- 表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料
- 表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

- 表 10 : ロット認証の委託検査機関
- 表 11 : ロット認証の申請手数料
- 表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
1. 切断設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	1. 適切に切断ができること。
2. 曲げ加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	2. 適切に曲げ加工ができること。
3. 穴あけ加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	3. 適切に穴あけ加工ができること。
4. 天板形成設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	4. 適切に天板形成ができること。
5. 溶接加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	5. 適切に溶接加工ができること。
6. 研磨加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	6. 適切に研磨加工ができること。
7. 合成樹脂成形設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	7. 適切に合成樹脂成形ができること。
8. 防せい処理加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	8. 適切に防せい処理ができること。
9. 組立設備	9. 適切に組み立てができる作業工具等の設備を備えていること。
ただし、切断設備、曲げ加工設備、穴あけ設備、天板形成設備、溶接加工設備、研磨加工設備、合成樹脂成形設備、防せい処理加工設備により製造される部品の製造技術の状況により製造することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者	

は、当該設備の一部又は全部を備えることを要しない。	
---------------------------	--

表 2 : 検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
1. 寸法測定設備	1. 直径 7mm と 12mm の指プローブと形状評価プローブを備えていること。プローブを通過させる際に 5N, 30N の力を測定できる設備を備えていること。
2. 傾斜安定性試験設備	2. 安定性試験を行える傾斜装置、重錘、角度計、取り付けボードやワイヤー等を備えていること。
3. 強度試験設備	3. 支柱の強度検査を行えるテレビスタンドの底部を固定できる設備やテレビ取付部中央に垂直方向下向きで 15℃前方斜め向きに力を加えられる設備を備えていること。 棚板の強度試験を行える下向きに点で力を加えられる設備を備えていること。
4. 走行性能試験設備	4. 走行試験を行える 1.5m の平らな走行面と高さ 2 mm の剛性角材、重錘を備えていること。
5. 小部品の誤飲確認試験設備	5. 小部品の誤飲確認試験を行える誤飲性確認シリンダと、トルク試験や引張試験を行える試験器具を備えていること。
ただし、寸法測定設備、傾斜安定性試験設備、強度試験設備、走行性能試験設備については、当該試験設備を有し、当該試験を適切に行うと一般財団法人製品安全協会が認めた者に定期的に当該試験を行わせている者にあつては、当該試験設備を備えることを要しない。また、該当する検査設備を要しない製品のみを製造する場合は、その検査設備を備えることを要しない。	

表 3：型式区分（ロット認証と共通）

SG マーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

要素	区分
種類	(1) 壁寄式のもの (2) 自立式のもの
キャスターの有無	(1) あるもの (2) ないもの
首振り機能の有無	(1) あるもの (2) ないもの
対応できる（使用可能な）テレビの最大質量	(1) 25 kg未満のもの (2) 25 kg以上で 50kg 未満のもの (3) 50kg 以上のもの

表 4：型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	・ 申請手数料 11,000 円/型式（税抜 10,000 円/型式） ※外国からの送金時は税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT BOTKJPJT
委託検査機関	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 132,000 円/型式（税抜 120,000 円/型式） キャスターがないものは、99,000 円/型式 （税抜 90,000 円/型式）	委託検査機関が案内する 方法によりお支払い ください。
	◆一般財団法人ボーケン品質評価機構 自立式のもの、94,160 円/型式（税抜 85,600 円/型式） 壁寄式のもの、63,360 円/型式（税抜 57,600 円/型式）	

	・ 自立式の検査料は棚板有、キャスター有の金額とする。棚板なしの場合は 10,000 円/型式、キャスターなしの場合は 24,000 円/型式を減算する。 ・ 壁寄式の検査料は棚板有、キャスターなしの金額とする。棚板なしの場合は 10,000 円/型式を減算、キャスター有の場合は 24,000 円/型式を加算する。	
--	---	--

- ・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 5：型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

	送付先	試験試料の数
型式確認試験の 申込先	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 <大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL 072-968-2226 FAX 072-968-2221	2 台/型式 試験を送付する際は、メモ添付等分かるようにしてください。
	◆一般財団法人ポーケン品質評価機構 <東京生活用品試験センター> 〒135-0001 東京都江東区毛利 1-12-1 TEL 03-5669-1382 FAX 03-5669-1387	

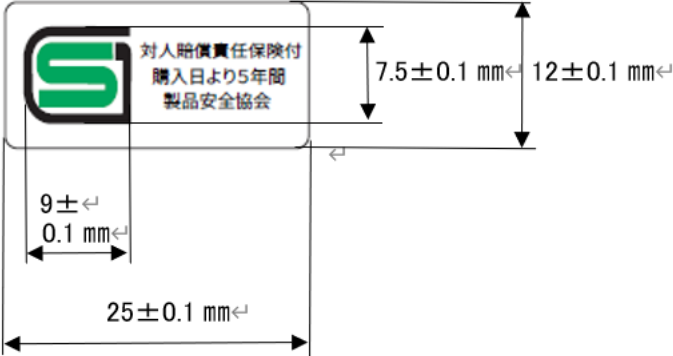
表 6：型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

適合日より 5 年間

表 7：工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付する SG マーク（SG ラベル）は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
協会支給ラベル方式	図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。 台紙の寸法は 12mm×25mm です。 交付単位は 50 枚です。  図 1 協会支給 SG ラベル 表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SG マーク表示数量申請」を行い、表 8 に示す手数料額を振り込んでください。申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。

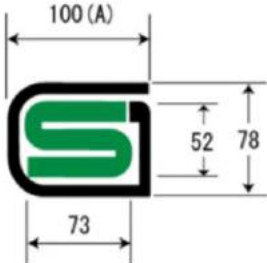
自社表示方式 ※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。	図 2 に示す SG マークを製品本体の見やすい位置に印字、刻印又は浮き出し、印刷及びシールなどを用いて容易に消えない方法で表示します。  図 2 自社表示 ・色彩:二色又は単色とする。 ※図に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。 指定の方法により製品に SG マークを表示し、原則 1 カ月毎に表示実績を報告してください。手続きはオンラインシステムの「表示交付申請」から行ってください。
---	---

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

SG マーク (SG ラベル) の代金 (費用) は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	110 円/個 (税抜 100 円/個) ※1 SG ラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。 ※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限

SG マーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

購入日より 5 年間

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10：ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

申請窓口	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所
	<大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL 072-968-2226 FAX 072-968-2221 <東京事業所> 〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4 TEL 03-3829-2515 FAX 03-3829-2549
	◆一般財団法人ボーケン品質評価機構
	<生活用品試験センター> 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126 <東京事業所> 〒135-0001 東京都江東区毛利 1-12-1 TEL 03-5669-1382 FAX03-5669-1381 <名古屋営業所> 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 1-25-15 TEL 052-231-0861 FAX 052-231-6006 <岡山生活用品試験センター> 〒700-0936 岡山県岡山市北区富田 422-1 TEL 086-231-2700 FAX 086-231-0050 同等性検査を次の機関で受検することも可能です。詳細は上記までお問い合わせください。なお、要する費用は国内の場合と同額です。 ・ 上海愛麗服装検驗修理有限公司（中国） ・ 常州市波肯紡織検測有限公司（中国） ・ 青島紡検驗有限公司（中国） ・ SGS CSTC Standards Technical Services Co,Ltd. Guangzhou Branch（中国） ・ SGS Vietnam Ltd.（ベトナム） ・ SGS Thailand Ltd.（タイ）

表 1 1 : ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

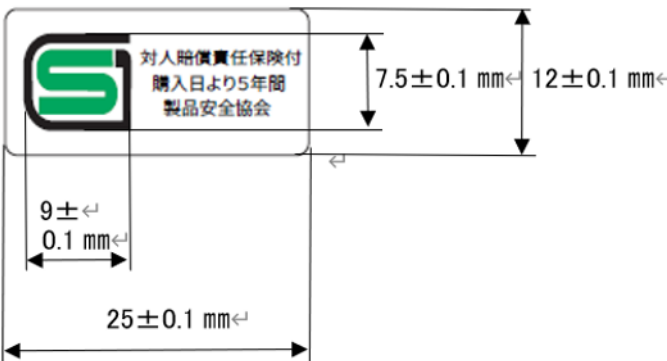
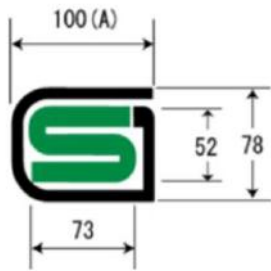
窓口	手数料	振込先	
一般財団法人 日本文化用品 安全試験所	(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ） 132,000 円（税抜 120,000 円） キャスターがないものは、90,000 円	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。	
	※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。		
	(2) 同等性検査（①＋②＋③）		
	① 110 円/個（税抜 100 円/個）		
	② ロットの大きさ毎の額		
	ロット数		検査料
	160 以下		22,000 円（税抜 20,000 円）
	161～650		27,500 円（税抜 25,000 円）
	651～1,600		33,000 円（税抜 30,000 円）
	1,601～4,000		44,000 円（税抜 40,000 円）
4,001～6,500	55,000 円（税抜 50,000 円）		
6,501～10,000	66,000 円（税抜 60,000 円）		
③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）			

一般財団法人 ボーケン品質 評価機構	(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ） 自立式 94,160 円（税抜 85,600 円） 壁寄式 63,360 円（税抜 57,600 円） ・ 自立式の検査料は棚板有、キャスター有の金額とする。棚板なしの場合は 10,000 円、キャスターなしの場合は 24,000 円を減算する。 ・ 壁寄式の検査料は棚板有、キャスターなしの金額とする。棚板なしの場合は 10,000 円を減算、キャスター有の場合は 24,000 円を加算する。 ※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。 (2) 同等性検査（①+②+③） ① 110 円/個（税抜 100 円/個） ② ロットの大きさ毎の額 ロット数 検査料 160 以下 44,000 円（税抜 40,000 円） 161～650 71,500 円（税抜 65,000 円） 651～1,600 121,000 円（税抜 110,000 円） 1,601～4,000 170,500 円（税抜 155,000 円） 4,001～6,500 220,000 円（税抜 200,000 円） 6,501～10,000 269,500 円（税抜 245,000 円） ③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。
--------------------------	--	---------------------------

- ・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
協会支給ラベル方式	図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は 12mm×25mm です。  図 1 協会支給 SG ラベル 協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。
自社表示方式 ※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報の登録が必要です。	図 2 に示す SG マークを製品本体の見やすい位置に印字、刻印又は浮き出し、印刷及びシールなどを用いて容易に消えない方法で表示します。  図 2 自社表示 ・色彩：二色又は単色とする。 ※図に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。 申請ごとに表 8 の手数料をお支払いください。手続きはオンラインシステムから行ってください。

【作成・改正履歴】

2026/7/15 : 新規作成